

# 軽費老人ホーム ケアハウス桃香

## 重要事項説明書

### ◆◆ 目次 ◆◆

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
7. 残置物引取人
8. 苦情の受付について
9. 事故発生時の対応
10. サービス提供における事業者の義務
11. 施設利用の留意事項
12. 損害賠償について
13. 第三者評価実施状況

### 1. 施設経営法人

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 旭水会   |
| (2) 法人所在地 | 赤磐市熊崎 276-1  |
| (3) 電話番号  | 086-955-9775 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 小倉 弘行    |
| (5) 設立年月  | 昭和 54 年 8 月  |

### 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類  
軽費老人ホーム（ケアハウス）
- (2) 施設の目的  
岡山県の定める「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、ご契約者が心身共に充実した明るい生活を送ることが出来るよう支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、サービスを提供します。
- (3) 施設の名称  
ケアハウス桃香
- (4) 施設の所在地  
赤磐市熊崎 278-2
- (5) 電話番号  
086-956-2117
- (6) 施設長（管理者）氏名  
櫛下 直子
- (7) 当施設の運営方針

① 当施設は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り利用者の主体性の尊重とその家族及びその地域との交流を目指すことを、運営の基本とします。

② 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(8) 開設年月 令和5年9月1日

(9) 入所定員 個室 29名

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
1. 居室（1人部屋）	29室	1室は22.97㎡（最小）
2. 一時介護室	1室	（洗面所、トイレ付）
3. 浴室	4室	一般浴槽、機械浴
4. 洗面所	3か所	（各居室洗面所付）
5. 便所	3か所	（各居室トイレ付）
6. 医務室	1室	
7. 食堂及び機能訓練室	3室	

### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して処遇を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人員	備考
1. 施設長（管理者）	1名	（兼務）
2. 事務員	1名	
3. 介護職員	1名以上	常勤換算
4. 生活相談員	1名	

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 施設長（管理者）	勤務時間 日勤 8：30～17：30
2. 事務員	勤務時間 日勤 8：30～17：30
3. 介護職員	勤務時間 日勤 8：30～17：30 夜勤 16：00～7：00 特定施設と兼務
4. 生活相談員	勤務時間 日勤 8：30～17：30

※ 土日は上記と異なります。

<主な職種の勤務体制>

1. 施設長（管理者）	施設の業務を掌握するとともに事務を掌握し所属職員を指揮監督します。
2. 事務員	入居者または職員にかかわる事務にあたります。
3. 介護職員	入居者の日常生活の処遇及び援助にあたります。
4. 生活相談員	入居者の処遇全般に関する業務及び利用者の身上調査並びに生活相談にあたります。

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供致します。

### (1) 各種サービス

種類	内容
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者からの相談に応じるとともに、入居者の状況に応じた居宅介護支援事業所、居宅サービス等の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行います。</li> </ul>
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者に対して毎日、栄養バランスを考慮した、高齢者の健康に配慮した食事を3食提供します。医師からの指示がある場合はその指示により特別の食事も提供できます。</li> <li>食事の提供時間は、下記の通りとします。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 朝食 午前8時30分から</li> <li>(2) 昼食 午後12時00分から</li> <li>(3) 夕食 午後17時30分から</li> </ol> </li> <li>食事の場所として食堂を提供します。</li> </ul>
入浴準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴の準備は施設職員が行います。</li> <li>入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え、清潔の維持に留意して下さい。</li> <li>入居者は、伝染性疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとします。</li> </ul>
緊急時における対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者は、身体状況の急激な変化などで緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず、24時間いつでも居室に設置されているナースコール等で職員の対応を求めることができます。</li> <li>入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先への速やかに連絡を行います。</li> <li>非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等を立て、入居者も参加した訓練を年2回以上実施します。</li> </ul>
在宅サービス等の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者が身体状況の変化などによって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう、連絡等の必要な対応を行います。</li> <li>在宅サービスの利用料は利用された入居者が負担します。</li> </ul>
自主活動へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者は、施設の共有設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、</li> </ul>

の協力	<p>行事等を行うことができますものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前項の場合、必要な費用は参加者が負担します。</li> <li>・施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行います。</li> </ul>
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保持する等日常における健康管理に配慮します。</li> <li>・入居者の健康保持に当たり、高齢者特有の疾病防止に努めます。</li> <li>・入居者に対し、随時保健衛生知識の普及、指導を行います。</li> </ul>

## (2) 利用料金

- ・別表1) ケアハウス桃香利用料金表によって自己負担額をお支払い下さい。
- ・利用料金は、ご契約者の対象収入に応じて異なります。
- ・毎年7月にサービスの提供に要する費用の認定を行います。
- ・事前にお知らせをいたしますので、必要書類の提出をお願いします。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)以下の方法にてお支払いいただきます。

### ① 下記指定口座への振込み

中国銀行 赤磐支店 口座番号：(普) 2 5 7 5 3 5 0

ケアハウス 桃香 施設長 榎下直子

※振り込み手数料はご契約者にご負担していただくこととなりますのでご了承ください。

### ② 指定口座より引き落とし(中国銀行の口座のみ)

※別紙の申し込み用紙の提出が必要です。引き落としに係る手数料は当施設が負担いたします。

ご指定口座からの自動引落は毎月20日となっております。

## 6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

### (1) ご契約者からの退所の申し出による場合(中途解約・契約解除)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② ご契約者が夫婦で入居した後、ご契約者の夫あるいは妻が死亡等で離別し、ご契約者自身はこの施設への利用条件(60歳以上で、独立した生活には不安がある、自炊できない程度の身体的低下がある)に満たない場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届書をご提出ください。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の場合に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時及び利用時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等に対し生命・身体・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ ご契約者が、故意に法令違反その他常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにも関わらず改善の見込がなく、このサービスの利用契約の目的を達することが困難になった場合
- ④ ご契約者が、連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護福祉施設及び介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ ご契約者が、正当な理由がなく、事業者若しくはサービス従事者（担当者）の指示に従えない場合
- ⑦ ご契約者が、契約事項・重要事項に、同意ができない、又は従えない場合、若しくは判断能力がない場合
- ⑧ ご契約者が、事業者又はサービス従事者に、サービスの提供内容に対し、不当な要求をする場合、若しくは、不当なクレームがなされる場合
- ⑨ ご契約者が、事業者又はサービス従事者にサービスの提供に対して、自己の利益を図るために脅迫行為、又は不当に金品を要求し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行う場合
- ⑩ ご契約者が、事業者又はサービス従業者の名誉や信用を損なう行為を行う場合
- ⑪ ご契約者が、事業者又はサービス従業者若しくは他の利用者等に対し、性的言動により、不利益や不快感を与え、サービスの提供に害するような場合
- ⑫ ご契約者が、サービス従業者若しくは他の利用者等に対し生命、身体に重大な影響がある感染症・伝染病他に罹っている場合
- ⑬ ご契約者が、身元保証人を立てられない場合
- ⑭ ご契約者によるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ⑮ ご契約者が、事業者又はサービス従事者に対して暴言・暴力的な行為を行う場合
- ⑯ ご契約者が、刺青のある場合、若しくは暴力団関係者又はそれに類する場合
- ⑰ ご契約者が、事業所又はサービス従事者が危険と判断したものを持ち込もうとした場合
- ⑱ ご契約者が、施設内において宗教活動、営利活動、賭け事、金銭の貸し借りを行った場合

※ ご契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 入院又は外泊の場合

入院又は外泊期間中であっても、所定の利用料金（生活費（食費を除いた金額）、管理費）を入院

期間に応じて日割りにてご負担いただきます。

② 3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

## 7. 残置物引取人

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時にどうしても残置物引取人が定められない場合でも入所契約を締結することは可能です。

## 8. 苦情の受付について

### (1) 当施設に対する苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

● 苦情受付窓口 (担当者) 社会福祉法人 旭水会 課長代理 田中 健司

● 受付時間 毎週月曜日～土曜日

8:30～17:30

T E L 086-955-9775 F A X 086-955-9776

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

### (2) 苦情処理を行うための処理体制・手順

① 苦情受付担当者は利用者から苦情を受けたときは、苦情の内容、利用者の意思等の確認及び記録をとり、苦情解決責任者へ報告する。

② 苦情解決責任者は、苦情の内容を調査し、調整の可否等を検討する。

③ 苦情解決責任者は、調整が不要なものについては、苦情申出人と話し合いによる解決を図る。

④ 苦情解決責任者は苦情申出人の内容について、必要な場合は、第三者委員に助言や立ち合いを求め、解決を図る。

⑤ 苦情解決責任者は苦情解決結果報告書を作成する。また、今後再発防止に努めるよう全職員に徹底する。

⑥ 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮考慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

市町村役場 介護保険担当課	赤磐市介護保険課介護保険係 086-955-1116 岡山市役所保健福祉局介護保険課管理係 086-803-1240
---------------	---

	その他、各市町村にお問い合わせ下さい。
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町 17-5 電話番号 (086) 223-8811 FAX 番号 (086) 223-9109 受付時間 8:30 ~ 17:00 (但し土・日曜日、祝祭日は除く)
岡山県社会福祉協議会 (岡山県運営適正化委員会)	所在地 岡山市北区南方 2-13-1 「きらめきプラザ」内 電話番号 (086) 226-9400 (FAX 兼) 受付時間 8:30 ~ 17:00 (但し土・日曜日、祝祭日は除く)

## 9. 事故発生時の対応

- (1) 施設は、ご契約者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、ご契約者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 施設は、ご契約者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講ずるものとしします。
- (3) 施設は、事故の再発防止対策を講ずるものとしします。
- (4) 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならず、施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとしします。

## 10. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ④ 事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

## 11. 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

飲食物、特に生ものの持ち込みは禁止しています。

誤嚥事故の恐れのある食べ物（飴・ガム・餅、キャラメル等）の持ち込み、購入はご遠慮いただいています。事故等が起こった場合、施設では責任を負いかねます。

事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の身体・財物等に悪い影響を与える危険物の持ち込みは禁止しています。

入所に当たり、以下の物以外は原則として持ち込むことができません。

衣類（洗濯可能な物）、洗面用具、小物類、書籍、テレビ等、その他施設が認めるもの

(2) 面会

面会時間 8:30 ~ 17:30

※ 来訪者は、必ずその都度、面会簿に記入し、届け出て下さい。

※ なお、来訪される場合、飲食物の持ち込みはご遠慮下さい。

(3) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 施設は、ご契約者の居室の保全・衛生・防犯・防火・その他管理上必要があると認められる場合は、ご契約者の承認を得ることなくその居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。  
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、営利活動、金銭の貸し借り、賭け事等を行うことはできません。
- ご利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法・金額等を決定するものとします。
- ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(6) 喫煙

原則として館内は全て禁煙となっております。

(7) 緊急時の連絡

T E L 086-956-2117 あるいは 080-1929-3787 (夜間) F A X 086-956-2118

## 12. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 13. 福祉サービス第三者評価実施状況

項 目	内 容
(1) 実施の有無	有 ・ 無
(2) 実施した直近の年月日	
(3) 実施した評価機関の名称	
(4) 評価結果の開示状況	

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

- (1) 建物の構造                      鉄骨造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積            1572.44 m<sup>2</sup>
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[指定介護老人福祉施設]	平成14年8月1日指定	岡山県 3372200729号	定員50名
[指定短期入所生活介護]	平成14年8月1日指定	岡山県 3372200729号	定員10名
[ユニット型指定介護老人福祉施設]	平成26年8月1日指定	岡山県 3372201255号	定員30名
[ユニット型指定短期入所生活介護]	平成26年8月1日指定	岡山県 3372201255号	定員10名
[指定介護予防短期入所生活介護]	平成26年8月1日指定	岡山県 3372200729号	定員10名
[ユニット型指定介護予防短期入所生活介護]	平成26年8月1日指定	岡山県 3372201255号	定員10名
[(介護予防)通所介護]	平成20年8月1日指定	岡山県 3372201123号	定員19名
[指定居宅介護支援事業所]	平成17年7月1日指定	岡山県 3372200992号	

#### (4) 施設の周辺環境

当施設は田畑の多い平坦地にあり、日当たりが大変よく、季節の変化が身近に感じられます。特に、春には、桃の花や桜の花が多く観られます。また、交通の便もよく、役場等の公共機関や金融機関、大型商業施設にも近く、生活環境も大変良いと思います。